

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に義務教育の機会均等とその維持向上を図るためには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

また、平成27年度国予算の概算要求では、10年後の学校の姿を見据えた新たな「教職員定数改善計画（案）」の策定方針が示されたが、教育の質の向上やチーム学校の推進等に必要な定数改善を着実に進めるとともに、いじめや不登校等、様々な教育課題に対応し、きめ細やかな教育を推進していくためには、学級編制基準を改正し、小学校第1学年にとどまっている35人以下学級を一層拡大する必要がある。

さらに、いわゆる人材確保法は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教育職員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教育職員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教育職員の資質能力に負うところが大きく、学校現場に優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。
- 2 今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。
- 3 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月22日

徳島県議会議長 森 田 正 博